

# 静岡県立大学共同利用施設運営委員会専門部会細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 11 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日

## (設置)

第 1 条 静岡県立大学共同利用施設運営委員会（以下「委員会」という。）に、静岡県立大学共同利用施設運営委員会規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、次の専門部会を置く。

- (1) バイオハザード実験センター運営委員会
- (2) 植物実験センター（薬草園）運営委員会
- (3) 特別化学実験施設運営委員会
- (4) 共同利用機器運営委員会
- (5) ランゲージラボラトリー運営委員会

## (所掌事項)

第 2 条 専門部会は、共同利用施設の運営に関して必要な事項を審議する。

## (組織)

第 3 条 専門部会は、それぞれ関係学部等から選ばれた者をもって組織する。

## (委員の任期)

第 4 条 専門部会の委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

## (委員長等)

第 5 条 専門部会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長は、再任を妨げない。
- 3 委員長は、専門部会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が、委員長及び副委員長がともに事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 専門部会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分の

- 1 以上の者から請求があったときは、委員長は専門部会を招集しなければならない。
- 2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

## (委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門部会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。